

十日町市監査委員公表第1号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和7年11月26日

十日町市監査委員 高橋 昇男
十日町市監査委員 根津 年夫

監 査 結 果 報 告

1 監査対象

香遙屋

十日町市未来を拓く創業応援事業補助金

十日町市地域おこし協力隊等起業支援事業補助金

十日町市日本遺産活用事業費補助金

2 監査の着眼点

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が交付等の目的に沿って、適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

3 監査の主な実施内容

会計帳簿・証拠書類との照合のほか、関係者の説明を聴取した。

4 監査の実施場所及び期間

実施場所 監査委員事務局及び香遙屋

予備監査 令和7年9月5日から令和7年10月10日

本 監 査 令和7年10月15日

5 監査の結果

出納、その他の事務について監査をした結果、おおむね適正に行われていた。

なお、一部改善すべき点が認められたので、事務処理の適正化に一層努力されたい。